

仕 様 書

1 件名

気球棟散水設備点検

2 目的

本点検は、一般高圧ガス保安規則に基づいて行うもので、設備の機能を良好に維持することにより、従事者の安全の確保と能率的な高層気象観測業務の遂行を目的とする。

3 概要

消火設備の各種機器及び配水管について、点検及び各種試験を行う。

4 場所

秋田市山王7丁目1-4 秋田第2合同庁舎 秋田地方気象台

5 期限

令和7年11月28日（金）

6 監督

発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

7 検査

発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。

8 高所作業

高所作業が生じる場合は、労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

9 添付物

図 ----- 気球棟貯蔵庫・充填室の防・消火設備

1 0 仕様

消火設備について次の点検及び試験を行うこと。

- (1) 散水起動装置（気球棟及び庁舎1F計算室）の点検
起動・停止操作時に異常がないことを確認すること。
- (2) 気球棟制御盤配線（開閉器・遮断機、ヒューズ類）の点検、及び絶縁抵抗の測定。
- (3) 加圧ポンプと電動機の点検
加圧ポンプと電動機の回転が円滑で運転状況に異常がないことを確認すること。電動機の運転電流が締め切り運転時と放水運転時において適正であることを確認すること。
- (4) 散水試験
散水分布が良好であること及び散水時に配管から漏水がないことを確認すること。散水分布に異常がある場合は、異常があるヘッドを清掃すること。

1 1 連絡及び指示事項

- (1) 作業時間は原則として平日の08：40～17：00とする。
- (2) 作業にあたっては、当気象台の観測業務に支障をきたさないよう監督職員と十分打合せを行い、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に明記していないことでも、受注者において当然行うべき事項については実施し、不明な点は監督職員と協議のうえ実施すること。
- (4) 不良部品の交換等については、監督職員の指示を受けて措置すること。
- (5) 作業中に疑義を生じた場合は監督職員と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 本点検整備実施中に施設等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において修復すること。
- (7) 気球棟内及びその周囲は火気厳禁とし、可燃物の取扱いには十分注意すること。

1 2 提出書類

以下の書類を監督職員へ電子ファイルで提出すること。電子ファイルは汎用性の高い形式（エクセル、ワード、PDF等）とすること。

- (1) 作業者名簿（様式別紙1） 契約後速やかに提出。
- (2) 作業日報（様式別紙2） 作業後速やかに提出。
- (3) 点検結果報告書及び作業写真
各写真またはアルバムに撮影年月日及び説明事項を付記し提出。

作業日報

別紙 2

令和 年 月 日		曜日	天 候		
契約件名	気球棟散水設備点検		会 社 名 等		
作業時間	時 分～ 時 分		作業責任者		
作業場所	秋田地方気象台	作業人員	技術者 名	工 数	技術者 人時 労務者 人時
			労務者 名		
会社名・所属等		氏 名	会社名・所属等		氏 名
作業内容					
打ち合わせ事項					
材料等の搬入状況					
翌日の予定					

- 注 1 用紙の寸法は日本産業規格A列4とすること。
- 2 この様式は、適宜変更して差し支えない。その場合、できる限り上記内容を記載すること。
- 3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この日報の写しを持って報告書に代えることができる。

気球棟貯蔵庫・充填室の防・消火設備

